

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県岡崎市大平町字南田潰 28 番地 1

氏 名 有限会社 矢田石材店  
取締役 矢田 敏起

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 中 根 康 浩



許可の年月日 令和 4 年 12 月 9 日

許可の有効年月日 令和 9 年 12 月 8 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

(1) 事業の区分

中間処分 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力 (最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)) を記載すること。)

(1) 破碎施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市榎山町字野中 2 番 3、字小屋沢 80 番 2

イ 設置年月日

令和 4 年 11 月 18 日

ウ 処理能力

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 320t/日 (40t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

320t/日 (40t/時間)



(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

令和4年7月28日

オ 許可番号

3 廃第23-2号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年12月 9日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・